

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する救護施設のうち、千葉市内に設置する民間救護施設（以下「施設」という。）に勤務する職員の処遇改善及び入所者処遇の向上を図るため、施設を設置経営する者に対し、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象職種)

第2条 補助の対象となる職種は、施設に勤務する生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師（以下「直接処遇職員」という。）とする。

(補助対象職員)

第3条 補助の対象となる職員は、前条で定める職種で、施設において、国の定める基準を上回って雇用される職員とする。

(補助金額の算定)

第4条 補助事業の対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとし、補助金額は当該事業の対象経費と補助基準額のいずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に補助率を乗じた額とする。

(職員の認定)

第5条 救護施設を運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、次条に定める交付申請に先立って、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定事前（再）協議書（様式第1号）を市長に提出し、補助対象職員の認定を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による協議書の提出があったときは、その内容を調査し、補助対象職員を認定したときは、速やかにその結果を千葉市民間救護施設職員待遇事業補助対象職員認定事前（再）協議結果通知書（様式第1号の2）により、法人に通知するものとする。

3 前2項の規定は、法人が補助対象職員の変更をしようとする場合について準用する。

(交付の申請)

第6条 法人は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手前に、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金

交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

（交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （４）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第 8 条 規則第 6 条第 1 号の規定による通知は、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第 9 条 法人は、第 7 条第 1 号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金変更交付申請書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市民間救護施設職員設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 法人は、第 7 条第 2 号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間救護施設職員設置事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 法人は、規則第 12 条の規定により補助金の実績の報告をしようとするときは、千葉市民間救護施設職員設置事業実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

（補助金額の確定通知）

第 11 条 規則第 13 条の規定による通知は、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金額確定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 12 条 法人は、規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

- 2 法人は、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消通知）

- 第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（返還命令）

- 第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 千葉市救護施設補助職員設置事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助金額の算定（第4条関係）

対象経費	1 市内の施設において、国の定める基準を上回って雇用される直接処遇職員のうち、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定事前（再）協議結果通知書（様式第1号の2）により市長が認定した職員（以下「認定職員」という。）の雇用に係る経費で、次に掲げるもの （1）給料 （2）各種手当 （3）社会保険事業主負担金 2 認定職員は、1施設2名を限度とする。
補助基準額	前年度の3月31日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年8月1日千葉市条例第36号）の行政職給料表の1級23号給の給料月額に16.60月を乗じ、かつ認定職員数を乗じた額。 ただし、認定期間が1年間に満たない場合は、1年間に占める認定期間に応じ、按分して得た額。
補助率	10分の10

様式第 1 号

年 月 日

年度 千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定
事前（再）協議書

（あて先） 千葉市長

所 在 地
法 人 名
代表者氏名



年度千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金の交付を受
けたく、補助対象職員について次のとおり（再）協議します。

1 補助対象職員

氏 名	年 齢	職 種	採用年月日	認定申請期間	給与月額

2 対象施設

施 設 名	認定申請期間

- （添付書類）
- 1．職員現員表（別紙）
 - 2．補助対象職員の雇用状況が確認できる書類及び履歴書
（顔写真が確認できるもの）
 - 3．その他

別紙

職 員 現 員 表

1 配置基準数及び現員数

施設名

区分	総数	施設長	事務員	主任 指導員	指導員	介護 職員	看護師 (准看護師)	栄養士	調理員等	医師	介助員	その他
基準数												
現員数												
差引計												

2 職員現員表

氏 名	職 名	年 齢	勤務年数	本俸（ 月 分）	備 考

（注）備考欄には、職員が国の配置基準に基づく職員の場合は「配置基準職員」を、職員が職員待遇改善事業の補助金を受ける職員の場合は「補助対象職員」等の別を明記する。

様

年度千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定
事前（再）協議結果通知書

年 月 日付け協議のあった千葉市民間救護施設職員待遇改善事業
補助対象職員について、次のとおり認定したので、千葉市民間救護施設職員待
遇改善事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助対象職員

氏 名	年 齢	職 種	採用年月日	認定申請期間	給与月額

2 対象施設

施設名	認定申請期間

年 月 日

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

所 在 地
法 人 名
代表者氏名



年度千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金の交付を受けたいので、
千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

運 営 す る 施 設 名	
補 助 金 交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 補助金所要額調書（別紙 1） 2 事業計画書（別紙 2） 3 千葉市民間救護施設職員待遇改善事業 補助対象職員認定事前（再）協議結果 通知書（写） 4 収支予算（見込）書抄本 5 その他

注 添付書類のうち 4 及 5 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金所要額調書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	交付を受けたい 時 期	備考
職 員 設 置 事 業	円	円	円	10/10	円	年 月	

別紙 2

事業計画書

施設名

職員設置事業

※添付書類

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定事前(再)結果通知書(写)

(単位：円)

認 定 職 員 氏 名			合 計
認 定 期 間	～	～	
本 俸			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
社会保険事業主負担金			
対象経費の支出予定額 (上記の合計) (A)			
補助基準額 (B)			
補助基本額 (C)			

(注)1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、1年間に占める認定期間に応じて按分して得た額とすること。

様

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金について、交付決定を変更されたく、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

運 営 す る 施 設 名	
補助金既交付決定額	円
変更後補助金所要額	円
差 引 所 要 額	円
添 付 書 類	1 変更交付申請の理由書 2 補助金所要額調書（別紙 1） 3 事業計画書（別紙 2） 4 千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定事前（再）協議結果通知書（写） 5 収支予算（見込）書抄本 6 その他

注 添付書類のうち 5 及び 6 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金所要額調書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助率 D	補助所要額 (C×D) E	交付を受けたい 時 期	備考
職 員 設 置 事 業	円	円	円	10/10	円	年 月	

別紙 2

事業計画書

施設名

職員設置事業

※添付書類

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助対象職員認定事前（再）結果通知書
(単位：円)

認 定 職 員 氏 名			合 計
認 定 期 間	～	～	
本 俸			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
社会保険事業主負担金			
対象経費の支出予定額 (上記の合計) (A)			
補助基準額 (B)			
補助基本額 (C)			

(注) 1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。
2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、1年間に占める認定期間に応じて
按分して得た額とすること。

様

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
変更後補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 6 号

年 月 日

千葉市民間救護施設職員設置事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

所 在 地
法 人 名
代表者氏名



年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた 年度千葉市民間救護施設職員設置事業を次のとおり中止（廃止）したので、承認されますよう要綱第 9 条第 3 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	1 補助事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他

注 添付書類には、代表者の原本証明を行うこと。

千葉市民間救護施設職員設置事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

所 在 地
法 人 名
代表者氏名



年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付の決定のあった 年度千葉市民間救護施設職員設置事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
添 付 書 類	1 補助金精算書（別紙 1） 2 事業報告書（別紙 2） 3 雇用の根拠となる契約書等の写し 4 補助事業の経過及び成果を証する書類等 5 収支決算（見込）書抄本 6 その他

注 添付書類のうち 3 から 6 には、代表者の原本証明を行うこと。

別紙 1

補助金精算書

施設名 _____

補 助 事 業	対象経費の 実支出額 A	補助基準額 B	補助基本額 C	補助 率 D	補助所要額 (C×D) E	補助金の 交付決定額 F	差引額 (F-E) G	補助金の既交付額	備考
職員設置事業	円	円	円	10/10	円	円	円	年 月 日交付 円	

別紙 2

事業報告書

施設名

職員設置事業

(単位：円)

認 定 職 員 氏 名			合 計
認 定 期 間	～	～	
本 俸			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
手 当			
社会保険事業主負担金			
対象経費の実支出額 (上記の合計) (A)			
補助基準額 (B)			
補助基本額 (C)			

(注) 1 表は個々の認定職員について記入・計算し、最後に合計欄の記入をすること。

2 認定期間が1年間に満たない場合、1人当たりの補助基準額は、1年間に占める認定期間に応じて按分して得た額とすること。

様

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市民間救護施設職員設置事業実績報告書により、 年度千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

年 月 日

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名



年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金額確定通知書により確定した 年度千葉市民間救護施設職員設置事業補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1 千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）の写し 2 千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金額確定通知書（様式第 8 号）の写し 3 その他

年 月 日

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添付書類	1 千葉市民間救護施設職員待遇改善事業 補助金交付決定通知書（様式第 3 号）の写し 2 その他

様

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

様

千葉市民間救護施設職員待遇改善事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	